

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、琴平町土地改良区が土地改良事業（団体営ため池等整備事業（ため池等整備事業）三田地区）を行うことについて平成20年10月22日適当と決定した。

その関係書類を琴平町農政課において平成20年11月7日から同年11月27日まで縦覧に供する。

平成20年10月31日

香川県知事 真 鍋 武 紀